

## Topics

## 中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著  
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

### ☆《輸出貨物・労務の税還付（免除）管理問題に関する公告》（国家税務総局公告，2014年第52号，2014年8月28日発布，2014年9月1日施行）

輸出企業及び各級税務機関から提起された輸出税還付管理規定の執行時に存在する問題を解決するために、調査を経て、税務総局は、《国家税務総局輸出貨物・労務の税還付（免除）管理問題に関する公告》を発布した。以下、解説する。

#### 一、輸出企業の税還付（免除）申告における外貨代金受領資料の提出に関する問題について

本公告は、《国家税務総局 輸出企業の輸出貨物税還付（免除）申告での外貨代金受領資料提出に関する問題に関する公告》（2013年第30号）の第三項第九条の執行停止を規定した。また、第二条で規定する、税還付（免除）申告において輸出貨物の外貨代金受領資料証書の提出が必要な輸出企業を、以下の5類型に整理した。

1. 外貨管理部門によりC類企業と分類されたもの
2. 税関によりC、D類企業と分類されたもの
3. 税務機関によりD級納税信用等级と査定されたもの
4. 輸出企業が申告した外貨代金を受領できない原因が虚偽行為によるものであることを主管税務機関により発見されたもの
5. 輸出企業が提出した輸出貨物代金受け取り証書が不正使用であることを主管税務機関により発見されたもの

#### 二、国外へのゼロ税率サービス提供の税還付（免除）申告に関する外国為替証明の問題

外貨管理部門が、外貨資金の集中運営管理を実施する多国籍企業の構成企業を審査するため、国外に研究開発、設計サービスを提供して取得した代金受領証が、《増値税ゼロ税率の適用対象サービスの税還付（免除）管理弁法》（2014年第11号公告）の関連規定に符号しない問題について、本公告は以下のように規定する。

外貨管理部門による外貨資金集中運営管理を行う多国籍企業の審査を経た後は、審査の有効期間内において、その構成企業が国外への研究開発、設計

サービスの税還付（免除）を申告する際には、銀行が多国籍企業資金集中運営企業に発行する下記の規定に合致する代金受領証に基づくことができ、《国家税務総局〈増値税ゼロ税率の適用対象サービスの税還付（免除）管理弁法〉の公告》（国家税務総局公告2014年第11号）第十三条第五項第3号の(3)に規定される資料を提出する必要はない。

(一) 支払いを行う企業は、構成企業と、研究開発・設計の契約を締結した国外企業であるか、或いは、研究開発、設計契約の規定する国外支払代行企業であること。

(二) 代金受領証に記載される代金受領企業、又は但書にて実際の代金受領者とされている者は、構成企業の名称を有することを明記しなければならない。

#### 三、《落札証明通知書》発行に係る提出資料に関する問題

関連部門による規定の改変により、入札企業がその所在地の税務機関に《落札証明通知書》の発行を申告する際、《輸出貨物・労務の増値税及び消費税管理弁法》（2012年第24号公告）の規定に従って、国家入札評価委員会の《入札評価結果通知》を提出することができないという問題について、本公告は以下のとおり規定する。

国際金融機関又は外国政府の貸付金を利用した国際入札建設プロジェクトは、入札機構が所在地の主管税務機関に《入札証明通知書》の発行を申請する際に、財政部門の《外国政府貸付金選定プロジェクトに関する通知》又は、財政部門とプロジェクトの主管部門もしくは政府が締結した《××銀行（国際金融機関）貸付××プロジェクトローン契約（又は分割貸付契約、執行契約）》の原本及び原本に一致することを記載したコピー（主管税務機関が原本及びコピーを審査した後、原本を返還する。）を提出しなければならない。国家入札評価委員会の《入札評価結果通知》を提出する必要はない。これまで

## Topics

に、国家入札評価委員会の《入札評価結果通知》を既に提出した場合については、これまでの規定に従い、《入札証明通知書》をもって手続きを行う。

#### 四、施行時期

2014年9月1日より施行される。施行日以前に、輸出税還付（免除）を申告したのものについては、本公告の規定に従い、執行する。

### ☆《特別納税調整監督管理に関する問題の公告》（国家税務総局公告，2014年第54号，2014年8月29日発布）

税務機関による特別納税調整監督管理業務を規範化するために、国家税務総局は、《国家税務総局特別納税調整監督管理に関する問題の公告》（以下、公告）を発布した。解説は以下のとおりである。

#### 一、特別納税調整に関するリスクの提示は税務機関の結論としての意見なのか？

特別納税調整リスクの提示は、税務機関において、関連する申告審査や、同期資料管理、過年度からの監督管理及び既に調査した企業の追跡管理等の手段を通して、納税者に特別納税調整のリスクが存在することを発見し、前もって提示することによって、納税者に特別納税調整の結論としての意見を述べるものではない。特別納税調整のリスク提示の主要な目的は、納税者が移転価格や過少資本等の特別納税調整のリスクを促し、自身で評価して調整できるようにすることである。

#### 二、納税者は、いかにして特別納税調整の結論としての意見を取得することができるか？

納税者が税務機関に対し、その関連者取引における価格決定原則及び方法等の特別納税調整事項の確認を要求した場合、税務機関は、関連規定に従って、特別納税調整調整手続を開始し、合理的な調整方法を確定させ、税務調整を実施し、結論としての意見を出さなければならない。

#### 三、納税者の自主調査により追加納税を行った場合、税務機関の調整を免れることができるか？

納税者が特別納税調整監督管理段階において、自主的に調査・追加納税を行うことは、納税者自身で特別納税調整のリスクを審査、評価し、措置を講じるということであるが、納税者自身での調整では不十分な状況が存在する可能性があるため、税務機関は、依然として、特別納税調整調整権を保有する。

#### 四、納税者が行う自主的追加納税に係る利息について

《中華人民共和国企業所得税法》第四十八条、《中華人民共和国企業所得税法实施条例》第二百一十一条及び第二百二十二条の規定に基づき、税務機関が特別納税調整を行う場合、追徴課税が行われるべきであり、中国人民銀行が公表する追徴課税期間と同期間の人民元貸出基準金利に5%を加算した利息を徴収する。納税者が関連規定に従い、関連する資料を提出した場合は、税務機関は、上述の人民元貸出基準金利に従って利息を加算して取り立てることができる。5%の加算を行わない。納税者が、特別納税調整監督管理段階で、税務機関の要求する資料を提出し、自身で追加納税する場合は、上述の関連規定に従って、人民元貸出基準金利に従った利息を加算して取り立てるべきであり、5%の加算を行わない。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報をを用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。